

篠山市 農業委員会だより



**農地パトロールを
実施しました！**

農業委員会では、例年8月上旬に市内全域において、地域の農地利用の確認や、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見を目的に、農地パトロールを実施しています。

農業委員や農地利用最適化推進委員、担当職員が農地を見回り、耕作の状況などを見て遊休農地になっていないか、今年も確認を行いました。

パトロールの結果、問題のある農地については、地区担当各委員による直接の是正指導や文書指導、今後の利用意向調査を行っています。また、パトロール以外にも、地域において担当委員が遊休農地や違反転用の発生防止・早期発見に日々尽力しています。

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎552-6909

60歳未満の農家の皆さんへ 農業者年金に加入しましょう

農業者年金の特徴

少子高齢化にも強い年金

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取れる年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」年金。
加入者・受給者の数に左右されにくい!

保険料の額が自由に決められる

月額2万円から6万7千円までの間で千円単位の選択が自由!経営状況や生涯設計に応じていつでも見直し可能!

終身年金で80歳までの保証付き

農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取れるだけでなく、希望すれば60歳まで繰り上げ受給も選べます!

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった老齢年金(現在価値相当額)額が死亡一時金として遺族に支給されます。

また、支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税となります!

ほかにも、基金が運用して得られる運用益および将来受け取る農業者年金(老齢年金および特例付加年金)は公的年金等控除の対象となるため、65歳以上の方の公的年金などの合計額120万円までは非課税となります。

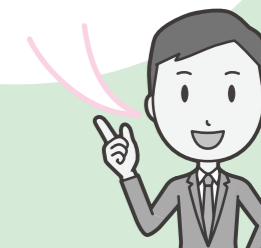
一定条件を満たせば保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者で一定の条件を満たした方は、保険料の国庫補助(月額最高1万円)!

詳しくは、農業委員会事務局 ☎552-6909までご相談ください。

加入要件

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方なら誰でも対象!
農地を持たない配偶者や、後継者などの家族従事者も加入できます!



市内農地等の現状をお知らせします

1.担い手への農地の利用集積・集積化の状況

現状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
(平成30年3月現在)	4,400ha	780ha	17.72%

2.新規参入の状況

現状	26年度参入者(ha)	27年度参入者(ha)	28年度参入者(ha)	29年度参入者(ha)
(平成30年3月現在)	7経営体(3.6)	1経営体(0.3)	3経営体(1.6)	7経営体(4.1)

農地利用最適化推進委員の活動紹介



西紀地域委員会

井貝敏夫委員長

遊休農地の現状確認や不在地主の確認。各小学校での黒枝豆の植え付けに参加。集落が取り組む人・農地プランに参加。各校区での農地パトロールを農業委員と合同実施。農振地編入一部集落の耕作状況確認などに取り組んでいます。



篠山地域委員会

小島博久委員長

各地区で空き日を利用した見回り活動を行っているほか、各小学校での黒大豆栽培・稲刈り体験を行い、子どもたちから大変喜ばれています。耕作放棄地も散見されますが、農業委員と連携しながら耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいます。



城東地域委員会

林幸雄委員長

城東小学校での田植え指導協力(食育推進)や、地域の耕作放棄地などに関する相談への対応に加え、自治会長へも出席し、農地利用最適化推進委員の活動周知にも努めています。



大山・味間・城南地域委員会

齋藤定博委員長

農地パトロールによる農地の現状把握と人・農地プランの会合に出て知識習得、農業委員会内での情報交換、農地の貸借の相談などできることから活動しています。このほか、農業新聞の購入推奨、農業者年金の勧誘も行っています。



多紀地域委員会

新才博章委員長

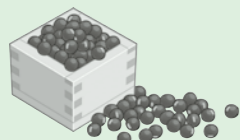
毎月第1火曜日に推進委員3人と農業委員3人が集合し、農地パトロールを行っています。農地の無断転用、耕作放棄田などの発見に努め、荒れている田畑の健全化を願って農業委員と美しい農家の環境が保てるように活動しています。



古市・今田地域委員会

中本日出義委員長

小学生による黒大豆・水稲の栽培を通じて食育推進に取り組んでいます。後継者不足や獣害などで農地の維持が困難となっている現状を、一步一步「農地パトロール」や「人・農地プラン」を通じて関係機関と連携しながら進めています。



上記のように、各地域において農地利用最適化推進委員が日々活動を行っています。今回は各地域委員会の委員長を紹介させていただきました。委員長以外にも、農業委員、農地利用最適化推進委員が総勢38人活動しています。詳細はホームページをご覧ください。

篠山市農業委員会 検索

農地に関する各種手続き

～3条申請・4条申請・5条申請・形状変更・相続手続き～

農地は大切な農業生産基盤です。農地の所有権移転・賃貸借権の設定・形状変更および農地以外に転用などをされる場合は、事前に農地法による手続きが必要です。

農地法第3条の許可申請手続きとは?

農地を農地として売買・贈与・貸し借りをを行う場合、許可が必要です。
※農地の貸借は農業経営基盤強化促進法の「利用権設定」でも権利設定ができます。詳細は市役所農都政策課(☎552-6580)へご相談ください。

農地法第4条の申請許可手続きとは?

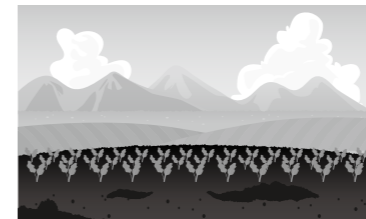
自分名義の農地を、農地以外にして自分が利用する場合、許可が必要です。

農地法第5条の申請許可手続きとは?

他人名義の農地を買受・借受して農地以外に利用する場合、許可が必要です。

農地形状変更に係る届け出とは?

農地を耕作しやすいようにしたい場合(湿田解消のためのかさ上げなど)、届け出が必要です。



農業用施設等届け出とは?

自分名義の農地を農業用倉庫・農機具庫などで利用する場合、届け出が必要です。
※農業用施設で面積が200㎡(2a)未満に限り届け出で転用可能。

注意 申請および届け出で農業振興地域整備計画の「農用地区域」内(農業経営で農業を振興し農地を保全する区域)で計画する場合は、事前に農都政策課(☎552-6580)へご相談ください。

非農地証明願の提出とは?

登記地目を農地以外に変更する場合、提出が必要です。ただし、該当筆の現況が農地以外になっている(20年以上)、農地への復元困難などの条件があります。

農地法第3条の3第1項による届け出とは?

相続により所有権を取得した場合、届け出が必要です。届け出を要する権利取得は、相続、法人の合併・分割、時効などです。届け出は、権利取得を知った日からおおむね10カ月以内に行う必要があります。

申請に関する農業委員会の流れについて

毎月5日(休日の場合は前開庁日)までに申請書類一式を農業委員会事務局に提出していただきます。申請内容を事務局で確認後、現地調査を経て、毎月22日ごろの定例本会議で審議が行われます。定例本会議において許可されると、定例本会議後に許可書を交付いたします。農地法第4条申請、第5条申請は知事へ進達され、最短で翌月の月末に許可書交付となります。

※上記以外でも農地に関することは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局(☎552-6909)まで、ご相談ください。

農政・農業・農村の動きや問題をタイムリーに掲載しています。
■毎週金曜日発行 ■月額700円 ■購読のお申し込みは農業委員会事務局へ

